

補助金交付申請の手引（産科医等確保支援事業費補助金）令和5年度版

1 目的

この補助事業は、分娩取扱者に支給される分娩手当等及び産科医師に支給される帝王切開手当等の一部を補助することにより、産科医等の処遇改善を通じ、分娩取扱施設の人材確保を支援するものです。

2 対象医療機関

- ・ 県内の分娩を取り扱う病院・診療所・助産所（法人・個人を問いません）
- ・ 平日昼間に初産の妊産婦が分娩する場合に、入院から退院までにかかる分娩費用として、妊産婦から一般的に徴収する額が55万円未満であること。（妊産婦が任意に選択できるサービスの費用を除きます。）

3 補助対象経費

手当ごとにそれぞれ下表の実支出額と補助基準額を比較し、いずれか低い金額が補助対象経費となります。

	分娩手当等	帝王切開手当等
実支出額	分娩取扱者に対し、取り扱った分娩の回数に応じ支払われた手当（分娩手当等といいます）	産科医師に対し、実施した帝王切開の回数に応じ支払われた手当（帝王切開手当等といいます）
補助基準額	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の分娩件数×1万円	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の帝王切開件数×1万円×帝王切開を実施した医師数（2名まで）
対象者	分娩取扱者 （産科又は産婦人科を担当する医師又は助産師であって、分娩を取り扱う者）	産科医師 （産科又は産婦人科を担当する医師であって、帝王切開を実施する者）
	※産科及び産婦人科以外の医師（小児科医、麻酔科医など）や看護師は対象外	

- ・ 分娩手当等又は帝王切開手当等が補助対象となるには、就業規則や雇用契約書又はそれに類する書類に、当該手当について明記されていることが条件となります。

個人が開設者の場合

個人が開設者の場合は、会計処理上、御自分への給与（手当）を費用として計上できませんが、以下の①、②いずれかの場合には、開設者本人についても、他の医療従事者への手当の支給単価にて、補助対象経費を算出して申請することができます。

- ①雇用されている他の産科医師、産婦人科医師及び助産師に対する分娩手当が支給されている。
- ②現在は他の産科医師を雇用していないが、雇用した場合の分娩手当を支給することの定めがある。

医療法人等が開設者の場合

医療法人等が開設者で、法人の役員（医師）に対し、役員報酬に手当相当額を含んで支給している場合は、役員報酬に分娩手当（帝王切開手当加算を申請する場合は帝王切開手当分を含む）分が含まれていることが確認できる書類が必要です。

（例）

役員報酬規程や理事会議事録等において、「・・・役員報酬は、月額〇〇円（分娩手当△△円分及び帝王切開手当□□円分を含む）とする。」等の記載により、役員報酬に定額の分娩手当・帝王切開手当が含まれていることを明記している。

4 補助額

補助対象経費の1/3（1分娩あたり1万円×1/3が上限となります。）

※ 帝王切開手当は、医師2名分が上限となります。

<補助額の計算例①>職員に対し手当を支給している場合（個人が開設者の場合を含む）

単価 設定	医師	分娩手当 12,000 円/件、帝王切開手当 30,000 円/件		
	助産師	分娩手当 8,000 円/件		
年間実施件数		分娩 500 件、うち帝王切開 10 件		
分娩 手当	医師、助産師に支給する場合	実支出額	12,000 円×500 件+8,000 円×500 件=10,000,000 円	
		補助基準額	10,000 円×500 件=5,000,000 円	
		補助対象経費	5,000,000 円⇒ 実支出額より補助基準額の方が低いので、補助基準額を選定	
		補助額	5,000,000 円×1/3（補助率） =1,666,000 円（千円未満切捨て）	
	助産師のみに支給する場合	実支出額	8,000 円×500 件=4,000,000 円	
		補助基準額	10,000 円×500 件=5,000,000 円	
		補助対象経費	4,000,000 円⇒ 補助基準額より実支出額の方が低いので、実支出額を選定	
		補助額	4,000,000 円×1/3（補助率） =1,333,000 円（千円未満切捨て）	
帝王切開 手当	帝王切開を医師2人体制で実施する場合	実支出額	30,000 円×10 件×2 人=600,000 円	
		補助基準額	10,000 円×10 件×2 人=200,000 円	
		補助対象経費	200,000 円⇒ 実支出額より補助基準額の方が低いので、補助基準額を選定	
		補助額	200,000 円×1/3（補助率） =66,000 円（千円未満切捨て）	
	帝王切開を実施する医師の体制が複数パターンある場合	帝王切開を実施する体制	① 医師2人 ② 医師1人+ベテラン助産師	
		年間帝王切開件数	① 7 件、② 3 件	
		実支出額	①30,000 円×7 件×2 人=420,000 円 ②30,000 円×3 件×1 人=90,000 円 ※助産師は対象外 ①+②=510,000 円	
		補助基準額	①10,000 円×7 件×2 人=140,000 円 ②10,000 円×3 件×1 人=30,000 円 ①+②=170,000 円	
		補助対象経費	170,000 円⇒ 実支出額より補助基準額の方が低いので、補助基準額を選定	
		補助額	170,000 円×1/3（補助率） =56,000 円（千円未満切捨て）	

<補助額の計算例②>医療法人の役員に対し手当を支給している場合

単価 設定	医師 (法人役員)	月額役員報酬に、分娩手当 200,000 円、帝王切開手当 50,000 円を含んで支給	
	医師(非常勤)	分娩手当 12,000 円/件、帝王切開手当 30,000 円/件	
	助産師	分娩手当 8,000 円/件	
年間実施件数		分娩 500 件、うち帝王切開 10 件	
分娩 手当	医師(法人役員)、助産師に支給する場合	実支出額	$200,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} + 8,000 \text{円} \times 500 \text{件} = 6,400,000 \text{円}$
		補助基準額	$10,000 \text{円} \times 500 \text{件} = 5,000,000 \text{円}$
		補助対象経費	5,000,000 円 \Rightarrow 実支出額より補助基準額の方が低いので、補助基準額を選定
		補助額	$5,000,000 \text{円} \times 1/3$ (補助率) $= 1,666,000 \text{円}$ (千円未満切捨て)
	医師(非常勤)、助産師に支給する場合	計算例①の「医師、助産師に支給する場合」と同じ	
帝王切開 手当	帝王切開を医師(法人役員)と医師(非常勤)の2人体制で実施する場合	実支出額	$50,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} + 30,000 \text{円} \times 10 \text{件} \times 1 \text{人} = 900,000 \text{円}$
		補助基準額	$10,000 \text{円} \times 10 \text{件} \times 2 \text{人} = 200,000 \text{円}$
		補助対象経費	200,000 円 \Rightarrow 実支出額より補助基準額の方が低いので、補助基準額を選定
		補助額	$200,000 \text{円} \times 1/3$ (補助率) $= 66,000 \text{円}$ (千円未満切捨て)

5 補助の流れ

実施計画書提出：令和5年8月25日（金）締切

↓

交付申請書提出：令和5年11月27日（月）締切

（令和5年4月1日からの分も遡って申請することができます。）

↓

交付決定通知（正式に補助事業者になります）：時期未定

↓

変更承認申請書提出：令和6年2月頃

分娩件数、分娩手当支給額が変更となる場合は、変更交付申請書を提出してください。提出期限・方法等については、改めて通知します。

↓

実績報告提出：令和6年4月10日（水）まで

↓

交付確定通知（最終的な補助額が決まります）：令和6年5月中旬頃

↓

請求書提出：令和6年5月中旬頃

↓

補助金交付：令和6年5月末頃